

# (仮称) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定について

## 条例制定の必要性

- 健康面・環境面などの側面から自転車利用が進んでいる一方で、自転車のルール違反を指摘する声が多く聞かれ、自転車利用者の安全意識をより高める必要があり、自転車利用者はもとより、それ以外の市民が安心して暮らせる社会の実現が求められる。
- 近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ており、被害者救済の観点から、自転車の利用者等に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する必要がある。  
⇒先行して自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付けている自治体もあり、条例制定が保険加入促進に高い効果を上げていると評価されている。(国土交通省自転車活用推進本部調べ)

## 県内他市の事例

○愛知県内策定自治体（( )内は施行年：保険加入の規定状況）

知多市（2016年：努力義務）、名古屋市（2017年：**義務**）、豊川市（2018年：努力義務）、豊橋市（2019年：**義務**）、長久手市（2019年：**義務**）、東海市（2019年：努力義務）、豊山町（2019年：努力義務）

名古屋市（例1）		豊橋市（例2）
2017年4月（保険加入は10月）	施行年月	2019年4月
義務	保険加入	義務
高齢者は努力義務	ヘルメット着用	努力義務
規定なし	施錠による盗難防止	努力義務

## 制定予定条例の概要

- 1 **自転車交通安全教育の充実**（市の責務として、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実させる）
- 2 **自転車利用時の交通ルールの遵守**（自転車安全利用五則をはじめ、自転車交通ルールを守る）
- 3 **全年代におけるヘルメット着用の促進**（着用の努力義務規定を明記）
- 4 **自転車安全利用推進強化地区の指定**（自転車利用者への教育・啓発を重点に行う中学校区を指定）
- 5 **自転車損害賠償保険等の加入促進**（加入義務規定を明記）

## 条例制定のスケジュール（案）

元年 7月	政策法務委員会審査① 条例原案作成	1月	政策法務委員会審査③ 条例案修正
8月	条例制定方針決定	2月	第3回条例検討会議（修正原案決定） 条例案3月議会提出
9月	第1回条例検討会議開催（素案検討）		
10月	政策法務委員会審査②	3月	3月議会審議
11月	パブリックコメント実施（11/中～12/中）		
12月	条例原案修正		
2年 1月	第2回条例検討会議開催（修正原案確認）		

※条例交付目標 令和2年3月  
条例施行 令和2年4月1日  
（一部 令和2年10月1日）

## 条例制定後の自転車安全利用推進体制（案）

## 豊田市交通安全条例（平成 12 年 12 月 22 日条例第 55 号）

施策  
推進  
体系

（仮称）豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（今回制定条例）

豊田市自転車等放置防止条例（平成 6 年 9 月 30 日条例第 20 号）

市

- 自転車の安全で適正な利用について、市民に対して**教育及び啓発の実施**
- 自転車の安全利用に関する活動を行う者に対して、**取組を支援**
- 自転車安全利用推進強化地区の指定
- 路上等における放置自転車等禁止の周知啓発、放置防止のための駐輪場の整備
- 駐車した自転車等の施錠の普及啓発

2つの条例で自転車  
に関する啓発を推進

自転車  
利用者

自分を守る

- ヘルメット着用
- 反射器材の装着

みんなを守る

- 法令等の遵守
- 歩行者の保護
- 自転車損害賠償  
保険等の加入

自転車を守る

- 自転車を安全に走行させるための点検・整備

- 盗難防止の措置
- 放置自転車等の禁止

ギム

ギム

市民

運転者  
自動車等

- 自転車が車両であることを認識し、ともに安全に通行できるように配慮する

保護者

- 監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正に利用するよう教育・指導
- 未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用や自転車の点検・整備
- 監護する未成年者が自転車を利用するとき、**自転車等損害賠償保険等に加入する**

ギム

市民

- 自転車の安全で適正な利用について、理解を深める
- 自転車等の放置の防止に関する意識を高める

小売事業者等

- 自転車の購入者に対する取組

- 自転車利用者及び保護者の責務の周知
- 安全性の向上が図られた自転車の利用を促進、販売（貸出）
- 自転車の安全で適正な利用についての啓発の推進
- 乗車用ヘルメットの着用の促進、点検・整備についての情報提供及び助言
- 自転車損害賠償保険等の加入に関する情報提供及び助言（保険等を付した自転車を貸出）
- 自転車の防犯登録の推奨

事業者

- 自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用の研修の実施や自転車損害賠償保険等に加入するように勧奨
- 事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットの着用の推進、自転車の点検・整備及び自転車損害賠償保険等に加入

学校

- 学校の長は、児童、生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用をはじめ自転車の安全利用の教育・指導などの実施を推進
- 保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認、情報提供